太陽光発電設備の転用に必要なもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 転用行為者及び事業の流れ等 | | 添 付 書 類 |
| １ | FIT認定 | | ・再生可能エネルギー事業計画認定通知または変更認定通知の写し  ・電力会社への接続状況が確認できる書類  ・パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等) |
| ２ | 非FIT太陽光発電設備 | | ・電力会社への接続状況が確認できる書類  ・小売電気事業者の登録が確認できる(a)、(b)のいずれかの書類  (a)登録通知の写し  (b)資源エネルギー庁ホームページの写し(ホームページのロゴやタイトルの部分等が確認できるものも添付)  ・発電量調整供給兼基本契約書(添付可能な場合)  ・パネル等の仕様がわかる書類(カタログ等) |
|  | 転用行為者(発電・小売電気事業者) →電力会社 |
|  | 転用行為者(発電事業者) →小売電気事業者→電力会社 | ・発電事業者と小売電気事業者間の売買契約書 |
|  | 転用行為者(発電事業者) →仲介・卸売業者→小売電気事業者→電力会社 | ・発電事業者と小売電気事業者間の売買契約書  ・仲介・卸売業者と小売電気事業者間の売買契約書 |
|  | 転用行為者(工事業者) →発電事業者→小売電気事業者→電力会社 | ・工事業者が発電事業者(発電・小売電気事業者)へ確実に設備を売買することを示す書類(契約書等)  ・発電事業者と小売電気事業者間の確実に電気を売買することを示す書類(契約書等) |
|  | 転用行為者(工事業者) →発電・小売電気事業者→電力会社 |

※④と⑤の場合は、原則、契約書を添付させるが、事業者によっては、農地転用許可後にしか契約書を作成できない場合があるため、「農業委員会会長あての確約書」でも「確実に売買することを示す書類」として取扱う。